

富士市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札による契約において、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、予定価格130万円以上の建設工事及び予定価格50万円以上の建設関連業務委託とする。

(定義)

第3条 この要領において「設計違算」とは、単価の金額誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。

(開札前の対応)

第4条 市長は、入札の公告又は指名通知の発行をした後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、当該設計違算の契約上の取扱いを入札の参加者に周知した上で、入札を続行することができる。

(開札後の対応)

第5条 市長は、開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、当該落札候補者に変更が生じず、かつ、金額の誤りが軽微である場合であって、当該落札候補者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

(落札決定後の対応)

第6条 市長は、落札決定の後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該落札決定を取り消すものとする。ただし、当該落札者に変更が生じず、かつ、金額の誤りが軽微である場合であって、当該落札者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により落札決定を取り消した場合において、当該落札決定を取り消された者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約締結後の対応)

第7条 市長は、契約締結後に設計違算があり、当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、相手方と協議し、当該契約を解除する。ただし、当該契約の履行状況等により解除しがたい場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。